

# 入浴設備の衛生管理のポイント

## 1 施設の清掃等

- ・浴場の施設は、常に清潔を保ち、毎日1回以上清掃すること。(循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週1回以上。)
- ・浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月1回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- ・タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。
- ・入浴者が直接利用する場所は、換気を十分に行うこと。

## 2 原湯・原水・浴槽水等

- ・原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水の水質は、基準に適合していること。
- ・原湯、上がり用湯(シャワーから供給されるものに限る)、及び浴槽水は、水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。
- ・浴槽水は、毎日完全に換水すること。  
(循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週1回以上。)
- ・浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。

## 3 浴槽水の消毒

- ・浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うこと。  
(これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する方法により行うこと。)

\*浴槽水中の残留塩素濃度の管理(通常時に維持すべき濃度)

- ・遊離残留塩素：0.4mg/L以上(～最大1.0mg/L)
- ・結合残留塩素(モノクロラミン消毒の場合)：3mg/L程度

\*浴槽水中の遊離残留塩素は頻繁に測定し、濃度を確認しましょう。

## 4 循環ろ過器・集毛器

- ・循環ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
- ・循環配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
- ・集毛器は、毎日1回以上清掃及び消毒すること。

\*循環配管の消毒方法(塩素消毒の例)

- ①循環が可能な程度まで浴槽の水位を下げる
- ②浴槽水に高濃度の塩素を添加する(循環系内の配管の腐食を考慮して、残留塩素濃度5～10mg/Lに調整するのが妥当です)
- ③数時間循環させる

## 5 シャワー

- ・毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。
- ・シャワーヘッドとホースは6月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを毎年1回以上、洗浄、消毒すること。

## 6 貯湯槽

- ・貯湯槽内の温度を60℃以上、最大使用時においても55℃以上に保つこと。  
(これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯等の消毒を行うこと。)
- ・定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去のために清掃及び消毒を行うこと。

## 7 気泡発生装置・調節箱・水位計配管

- ・調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、年1回以上清掃及び消毒を行うこと。
- ・水位計配管は、週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を除去すること。
- ・気泡発生装置は適宜清掃、消毒をすること。

## 8 営業者の自主管理体制

- ・入浴施設の配置図、給排水の配管図等の構造設備に係る図面を備えること。
- ・自主管理の手引書及び点検表を作成し、従業員に周知徹底させること。
- ・日常の衛生管理に係る責任者を選任し、適切に管理させること。
- ・自主管理の点検記録を3年間保存すること。

原水・原湯・上がり用湯・上がり用水・浴槽水の水質基準等

## (1) 原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質基準

項目	検査方法	基準
1 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5度以下
2 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	2度以下
3 pH値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）：3mg/L以下 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）：10mg/L以下
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと (10cfu/100mL未満)

\*水道水のみを水源とする場合も水質管理の対象となります。

## (2) 浴槽水の水質基準

項目	検査方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	5度以下
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）：8mg/L以下 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）：25mg/L以下
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）第6条に規定する方法	1個/mL以下
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと (10cfu/100mL未満)

\*消毒にイソシアヌル酸を使用している場合等で、全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で基準値以下であることを確認してください。

## (3) 原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る）、及び浴槽水のレジオネラ属菌の検査頻度

項目	種類	検査頻度
レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給される温水に限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上
	連日使用している浴槽水	6月に1回以上